

1. 件名：検査制度見直しに関する東京電力ホールディングス株式会社との面談

2. 日時：平成31年2月19日（火）13：10～14：40

3. 場所：福島第二原子力発電所 免震重要棟3階緊急時対策室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

検査監督総括課 布田検査評価室長、佐藤課長補佐

専門検査部門 杉本統括調整官

福島第二原子力規制事務所 上原所長、菅沼原子力運転検査官、

河村原子力運転検査官

東京電力ホールディングス株式会社

福島第二原子力発電所 所長 他100名

5. 要旨

(1) 原子力規制庁より、本年4月より予定している新たな検査制度に関する試運用フェーズ2（以下「試運用」という。）について、配布資料（1）に基づき説明した後、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）からの質問・意見を受け、意見交換を行ったところ、原子力規制庁より以下のとおり認識共有した。

a. チーム検査は代表プラントである大飯、柏崎刈羽で行うこととしているが、検査対象となる事業者の活動が期間内に実施されない場合もあるので、その場合は他のプラントで実施することもある旨を伝えた。

b. 新規制基準の許認可がされていないものについては、自然災害防護、火災防護等のガイドの中の新規制基準に係る部分はどのように検査するのかとの質問があり、詳細については担当に確認して連絡することとした。

c. 長期停止プラントから廃止措置に移行する際、廃止措置のサンプル数

になるのは廃止措置計画の認可が下りてからであることを説明するとともに、サンプル数を廃止措置の段階に応じてどのように減らしていくかなどは検討中である旨を伝えた。また、試運用でのサンプル数はサイト毎にプラントの運転状態等を踏まえて整理している旨を伝えた。

- d. 安全実績指標（P I）の試運用における扱いについては検討中である旨を伝えた。
- e. 事業者の改善措置活動（C A P）の内容のみで検査指摘事項とすることがあるかとの問いに対し、C A Pに書かれている内容を検査官自身が事実確認した結果として検査指摘事項と判断すればありうるが、事実確認せずに検査指摘事項とすることはない旨を伝えた。
- f. プレス対応についての質問があり、保安検査報告書を公表した際には何らかのプレス対応があるものの、試運用についての取扱いは検討中である旨を伝えた。
- g. 試運用版の文書は見直し中であり、3月中に提示予定である旨を伝えた。
- h. 施設の立入りに関するフリーアクセスに関して必要な手順は、事業者のルールに従うこととなっており、例えば東京電力のルールでは、管理区域に検査官のみで入域し汚染した場合、検査官が自身で除染することになることを踏まえ、検査官のみで高線量域に入ることはありうるのか、その場合の責任の所在はどうかについて質問があり、フリーアクセスの実運用の姿については、現場の検査官と事業者で合理的に対応可能な手法を検討する旨を伝えた。将来的に検査官のみで高線量域に入って検査をすることもあり得るが、手続きとして事業者の同行が必要と思われる場合など、事前に運用の仕方を確認する旨を伝えた。
- i. 核セキュリティの試運用はどうかとの質問があり、核セキュリティの試運用も担当課にて検討中である旨を伝えた。

- j. 重要度決定のプロセスにおける安全重要度・対応措置評価会合（SERP）や意見聴取会（RC）において、規制側でも事業者でもない第三者がその場の意志決定に意見を提出するなどの関与をすることはあるのかとの質問に対して、第三者を入れることは検討していない旨を伝えた。

## 6. 配布資料

- (1) 検査制度の見直しに関する試運用実施のための説明会（フェーズ2）資料

<https://www2.nsr.go.jp/data/000261916.pdf>